特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険料徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、国民健康保険料徴収事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和5年3月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

を取り扱う事務				
国民健康保険料徴収事務				
国税徴収法及び地方税法、国民健康保険法その他の地方税に関する法律による保険料の徴収に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で行う。 1.国民健康保険料の徴収に関すること。 2.国民健康保険料の満納整理及び処分に関すること。 3.国民健康保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。 4.国民健康保険料の督促状の発送に関すること。 5.国民健康保険料の消滅時効及び不納欠損に関すること。 6.保険給付の一時差止めに関すること。 7.その他国民健康保険料に関すること。				
収納管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、宛名・納付システム (住登外管理システム)、個人住民税システム、国民健康保険システム、滞納整理支援システム、住民 基本台帳ネットワークシステム				
A Company of the Comp				
イル				
1. 番号法第9条第1項 別表第1の第30の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条第5号及び第6号				
マステムによる情報連携				
<選択肢>				
1. 番号法第19条第8号別表第2の42の項 2. 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条				
担当部署				
総務部 収納課				
収納課長				
訂正•利用停止請求				
門真市 総務部 総務課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5684				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
門真市 総務部 収納課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5925				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	11年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] 施機関については、それぞれ重	重点項目評価書又は :	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載	
	情報提供ネットワークシステ	・ムを通じた入手を		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	•
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワーク	クシステムを通じた損		\
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]	接続しない(入手) [〇]接続しない(提供	€)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	1]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	多発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	I.5.② 評価実施機関における担当部署	所属長	所属長の役職名	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	Ⅳ リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和1年12月1日	I. 5②所属長の役職名	課長	保険収納課長	事後	
令和1年12月1日	1.対象人数	いつ時点の計数か 平成27年3月12日	いつ時点の計数か 令和1年12月1日	事後	
令和1年12月1日	2.取扱者数	いつ時点の計数か 平成27年3月12日	いつ時点の計数か 令和1年12月1日	事後	
令和2年4月1日	I.5 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険収納課	総務部 債権管理課	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和2年4月1日	I.5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険収納課長	債権管理課長	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和2年4月1日	の取扱いに関する問合せ	門真市 保健福祉部 保険収納課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5939	門真市 総務部 債権管理課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5939	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和3年4月1日	①部署	総務部 債権管理課	総務部 収納課	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和3年4月1日	I.5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	債権管理課長	収納課長	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和3年4月1日	I.8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	門真市 総務部 債権管理課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5939	門真市 総務部 収納課 〒571-8585 門真市中町1-1 電話06-6902-5925	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和4年1月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<番号法第9条第1項 別表第1の第30の項>・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの <内閣府・総務省令> ・国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務	1. 番号法第9条第1項 別表第1の第30の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令第24条第5号及び第6号	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和4年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和4年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第1の項 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第42、44、 45の項	空欄	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和4年1月5日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	[〇]委託しない	[]委託しない	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和4年1月5日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	空欄	十分である	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和4年1月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和4年1月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	空欄	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和4年1月5日	Ⅳ リスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	空欄	事後	形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない
令和5年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、宛名・納付システム、個人住民税システム、国民健康保険システム	収納管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、宛名・納付システム(住登外管理システム)、個人住民税システム、国民健康保険システム、滞納整理支援システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	情報連携開始のため
令和5年3月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報連携開始のため
令和5年3月28日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	空欄	1. 番号法第19条第8号別表第2の42の項 2. 番号法別表第2の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第25条	事前	情報連携開始のため
令和5年3月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	事前	情報連携開始のため
令和5年3月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	空欄	十分である	事前	情報連携開始のため